副本

丙第178号証の3

官報

省令

◎大蔵省令第百八号

文官俸給支給定日の特例に関する件を次のように定める。

昭和二十二年十一月二十六日

大蔵大臣　栗栖赳夫

昭和二十二年十二月分の文官の俸給は、文官俸給支給細則第一条第一項及び昭和十八年大蔵省令第百二十二号附則第十二項の規定にかかわらず、文官俸給支給細則別表に定めている日（支給定日）及び昭和二十一年大蔵省令第百二号附則第二項に定める日を夫々二十日繰上げた日に支給することができる。

附　則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

告示

◎経済安定本部告示第五十四号

昭和[illegible]内閣告示第五十一号中[illegible]号の次に次のとおり加える。

昭和二十二年十一月二十六日

内閣総理大臣　片山　哲

商工大臣

指定統計第十一号　鉱工業生産動態統計調査

◎戦災復興院告示第百二十号

[illegible]特別都市計画[illegible]復興土地区画整理[illegible]変更の件を次のように内閣総理大臣が決定した。その関係図面は[illegible]に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十二年十一月二十六日

戦災復興院総裁　阿部美樹志

（「次のよう」及び「図面」は省略）

◎戦災復興院告示第百二十一号

東京特別都市計画街路[illegible]変更の件を次のように内閣総理大臣が決定した。その関係図面は東京都庁に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十二年十一月二十六日

戦災復興院総裁　阿部美樹志

（「次のよう」及び「図面」は省略）

◎戦災復興院告示第百二十二号

東京特別都市計画運河、河川、河川埋立及び高潮防禦施設決定の件を次のように内閣総理大臣が決定した。その関係図面は東京都庁に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十二年十一月二十六日

戦災復興院総裁　阿部美樹志

（「次のよう」及び「図面」は省略）

◎戦災復興院告示第百二十三号

東京特別都市計画駅附近広場及び街路並びにその執行年度決定の件を次のように内閣総理大臣が決定した。その関係図面は東京都庁に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十二年十一月二十六日

戦災復興院総裁　阿部美樹志

（「次のよう」及び「図面」は省略）

◎戦災復興院告示第百二十四号

東京復興都市計画土地区画整理区域変更の件を次のように内閣総理大臣が決定した。その関係図面は東京都庁に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十二年十一月二十六日

戦災復興院総裁　阿部美樹志

（「次のよう」及び「図面」は省略）

◎戦災復興院告示第百二十五号

東京復興都市計画公園中変更の件を次のように内閣総理大臣が決定した。その関係図面は東京都庁に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十二年十一月二十六日

戦災復興院総裁　阿部美樹志

（「次のよう」及び「図面」は省略）

◎戦災復興院告示第百二十六号

東京復興都市計画緑地中変更の件を次のように内閣総理大臣が決定した。その関係図面は東京都庁に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十二年十一月二十六日

戦災復興院総裁　阿部美樹志

（「次のよう」及び「図面」は省略）

◎戦災復興院告示第百二十七号

東京都市計画公園中変更の件を次のように内閣総理大臣が決定した。その関係図面は東京都庁に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十二年十一月二十六日

戦災復興院総裁　阿部美樹志

（「次のよう」及び「図面」は省略）

◎戦災復興院告示第百二十八号

東京復興都市計画街路中変更の件を次のように内閣総理大臣が決定した。その関係図面は東京都庁に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十二年十一月二十六日

戦災復興院総裁　阿部美樹志

（「次のよう」及び「図面」は省略）

◎農林省告示第百六十五号

昭和二十二年五月農林省告示第六十二号（農事改良実験所設置の件）の一部を次のように改正する。

昭和二十二年十一月二十六日

農林大臣臨時代理

内閣総理大臣　片山　哲

「北海道札幌市」を「北海道札幌郡琴似町」に、「島根県簸川郡[illegible]町」に「農林省道後農事改良実験所　愛媛県温泉郡道後湯之町」を「農林省松山農事改良実験所　愛媛県松山市」に改める。

◎運輸省告示第三百四号

水路部官制第六条の規定に依る水路部観測所の名称及び位置を別表のように定める。

昭和二十二年十一月二十六日

運輸大臣　苫米地義三

運輸省新潟水路部観測所	新潟市礒町
同[illegible]須同	静岡県[illegible]郡内浦村
同白浜同	同賀茂郡白浜村坂戸
同勝浦同	和歌山県東牟婁郡勝浦町
同笠岡同	岡山県小田郡笠岡町
同函館同	函館市

◎逓信省告示第三百四十四号

国民たすけあい運動記念のため、次のように特殊通信日附印を使用する。

昭和二十二年十一月二十六日

逓信大臣　三木武夫

一、使用局　東京中央、日本橋、浦和、千葉、横浜、宇都宮、前橋、甲府、水戸、名古屋中央、名古屋中、岐阜、静岡、津、長野、新潟、大阪中央、大阪東、京都、七條、神戸中央、和歌山、奈良、大津、金沢、富山、福井、松山、徳島、高松、高知、広島、岡山、山口、鳥取、松江、熊本、長崎、福岡、佐賀、大分、宮崎、鹿児島、仙台、青森、秋田、盛岡、山形、福島及び札幌の各郵便局。

一、使用期間　昭和二十二年十一月二十五日から同十二月二十五日まで

一、使用方法・料金を完納した書状、印刷物及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望により窓口に差出したものに限る。なお、政府発行の郵便葉書との差額料金のものは、現行料金[illegible]の郵便切手を加貼したもの及び記念の目的で貼った五十銭以上の郵便切手に対し、消印の需に応じる。

一、形式　次のとおりである。局名は、各局のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別せずに、市名を表示する。

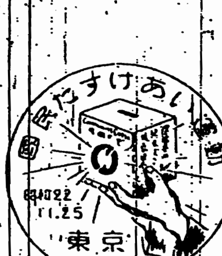

◎逓信省告示第三百四十五号

無線電信法第二条第四号の規定によって、昭和二十二年十一月二十一日次の私設無線電話を許可した。

昭和二十二年十一月二十六日

逓信大臣　三木武夫

一、施設者名　千葉県

二、機器装置場所　館山市館山一五一〇番地

三、呼出符号　JZH、

四、空中線電力　五〇「ワット」

五、使用電波の型式及び周波数　A3　二七八五「キロサイクル」

六、通信執務時間　不定

正誤

昭和二十二年八月三十日官報号外厚生省令第二十二号の別表第三の中五頁下段名称名寄の管轄区域の欄「天塩郡」を削除する。名称稚内の管轄区域の欄「利尻郡」の下に「天塩郡」を加える。六頁下段名称石川の位置の欄「西白河郡白河町」は「西白河郡白河町」、名称喜多方の管轄区域の欄「松山町」は「松山村」、「[illegible]村」は「[illegible]村」、名称相馬の管轄区域の欄「入沢村」は「八沢村」、八頁下段名称本塚の管轄区域の欄「瀧谷村、六会村」は「瀧谷町、六会村」、名称[illegible]の管轄区域の欄「綾瀬村」は「綾瀬町」のいずれも誤り。同「有馬村」の下に「大和町」を加える。名称相模原の管轄区域の欄「大和村、座間町、新磯村、大野村、麻溝村、上溝町、田名村」を削除する。一一頁下段名称鴨島の管轄区域の欄「鴨島町」の下に「川島町」を加える。一三頁下段名称[illegible]の管轄区域の欄「今市村」を削除する。

厚生事務官

昭和二十二年九月十日官報号外商工省令第二十九号の中一頁四段二十四行、二十五行「[illegible]業とする者」は「業とする者」、一頁一段二十三行「優先渡」は「優先度」、商工省告示第六十五号の中「一ヤール」は「一〇・六平方ヤード」、同告示六十六号の中一一頁上段六行、同六十七号の四行「を」は「お」のいずれも誤り。

商工事務官

昭和二十二年十一月二十日運輸省告示第二百九十九号末行「宇津野」は「宇津野」の誤り。

運輸事務官

昭和二十二年十月七日逓信省告示第三百二号の中「三級局　滋賀　大津」　四級局の部「見附」をいずれも削る。五級局の部「新潟　新川沼」は「新津川沼」、六級局の部「鹿島」は「[illegible]鹿島」、上秋津、北野小、平良崎、十文字、吉里吉里に係る「昭和二十二年十月一日から」は「交換事務開始の時から」のいずれも誤り。

逓信事務官

昭和二十二年十一月二十日一三一頁「高等裁判所告示第四号」は「最高裁判所告示第四号」の誤植。